

多摩川見晴らし公園周辺利活用事業に係る
公募設置等指針
(募集要項)

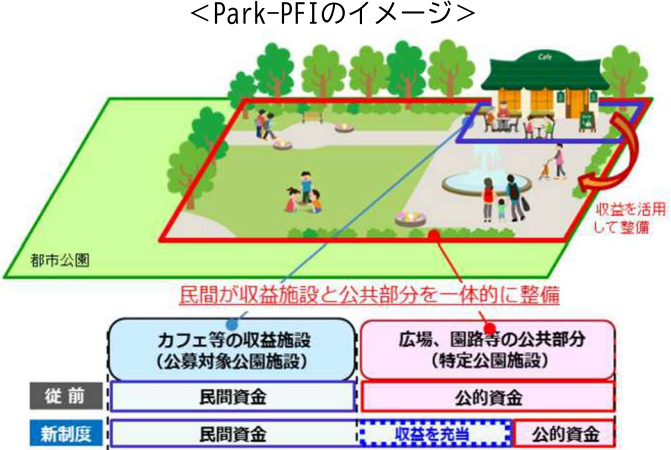
令和8年5月
川崎市

多摩川見晴らし公園周辺利活用事業に係る公募設置等指針
(募集要項)

目次

1	公募設置等指針の位置づけ	1
2	事業概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 事業の背景・目的	2
	(3) 事業方針	4
	(4) 事業範囲	4
	(5) 事業イメージ	5
	(6) 官民の役割分担及び費用分担	5
	(7) 事業期間	7
3	公募対象公園施設等の設置等に係る事項	9
	(1) 公募対象公園施設の設置等に係る事項	9
	(2) 特定公園施設の整備・維持管理に係る事項	13
	(3) 利便増進施設の設置等に係る事項	16
	(4) 認定の有効期間	16
4	地域の魅力向上に係る事項	17
	(1) 魅力向上事業の実施に係る事項	17
	(2) 地域の魅力向上を図るための措置に係る事項	18
5	公募への参加資格	19
	(1) 応募の制限	19
	(2) 応募者の資格	19
	(3) 応募条件	20
6	公募の手続きに関する事項	21
	(1) 基本的な考え方	21
	(2) 公募・選定スケジュール	21
	(3) 応募手続き	21
	(4) 審査方法等	25
	(5) 公募設置等計画の認定等	29
	(6) 契約の締結等	29
7	リスク分担等	31
	(1) リスク分担	31
	(2) 損害賠償責任	32
8	事業の一部委託	33
9	事業破綻時の措置	33
10	根拠法令等	33
11	問い合わせ先	33

■用語の定義

<p>Park-PFI (P-PFI)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成29（2017）年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;"><Park-PFIのイメージ></p>  <p style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="text-align: center;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従前</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新制度</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">収益を充当</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)		従前	民間資金	公的資金		新制度	民間資金	収益を充当	公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)											
従前	民間資金	公的資金											
新制度	民間資金	収益を充当	公的資金										
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第5条第1項の許可の申請を行うことができるものを公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場 等 												
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 												
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔等。 												
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。 												
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。 												
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 												
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。 												
<p>設置許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。 												
<p>占用許可（公園）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第6条第1項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可。 												
<p>占用許可（河川）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川法第24条及び第26条の規定により、河川区域内の土地を占用し、又は工作物の新築等を行おうとすることについて、河川管理者（本事業においては国土交通省）が与える許可。 												

1 公募設置等指針の位置づけ

多摩川見晴らし公園周辺活用事業（以下「本事業」という。）に関する本募集要項は、川崎市（以下「本市」という。）が本事業を実施するにあたり、本事業への参加を希望する者を対象に応募の条件や設置等予定者を選定するための手続き等を提示するものです。なお、公園部分のPark-PFI事業を行うにあたっての公募設置等指針を兼ねるものです。

本募集要項及び次の付属資料等は、一体のものとして扱います。（以下「募集要項等」という。）

<付属資料>

- ・別紙1 基本協定書（案）
- ・別紙2 特定公園施設建設に係る確認書（案）
- ・別紙3 施設使用契約書（案）

※付属資料については、設置等予定者からの提案内容等を踏まえ、各条項を変更する場合があります。

<様式集>

- ・様式1 説明会参加申込書
- ・様式2 質問書
- ・様式3～11 応募申込書類
- ・様式12-1～12-10 公募設置等計画
- ・様式13 辞退届

<参考資料>

- ・参考資料1 多摩川見晴らし公園 平面図
- ・参考資料2 多摩川見晴らし公園 河川占用範囲図
- ・参考資料3 多摩川見晴らし公園 整備工事図面
- ・参考資料4 多摩川見晴らし公園 インフラ整備工事図面
- ・参考資料5 多摩川見晴らし公園 高規格堤防特別区域図
- ・参考資料6 多摩川見晴らし公園 都市計画道路及び地区計画関連図
- ・参考資料7 周辺用途地域等（ガイドマップかわさき）
- ・参考資料8 多摩川見晴らし公園 令和7年度多摩川見晴らし公園及び船着場周辺維持管理業務委託仕様書
- ・参考資料9 川崎駅周辺総合整備計画
- ・参考資料10 かわさき多摩川ふれあいロード及び既存動線
- ・参考資料11 モニタリング・事業評価・改善計画表

2 事業概要

(1) 事業名称

多摩川見晴らし公園周辺利活用事業

(2) 事業の背景・目的

多摩川見晴らし公園（平成20年5月供用開始）及び隣接船着き場（平成10年3月占用許可）は、川崎駅から徒歩約10分の幸区幸町2丁目の多摩川沿いに位置し、眺望がよく、多くの緑に囲まれていることから、近隣の住民や保育園の散歩などに多く利用されているとともに、多摩川における唯一の船着き場を活用した様々なアクティビティの拠点となるなど、他の公園ではできない幅広い活用がされています。また、令和6年5月に「京急川崎駅周辺地区まちづくりに関する進捗状況及びプロジェクト誘導の方向性」を公表し、令和8年3月には、川崎駅周辺地区の目指すべきまちづくりの方向性等を示す「川崎駅周辺総合整備計画」を改定するなど、今後の当該地周辺で大規模な開発が見込まれることからそうしたまちづくりと連携し、地域住民以外の来街者にも、川崎の魅力をアピールできるにぎわいの創出が求められています。

多摩川見晴らし公園周辺においては、地元住民だけでなく、他都市や羽田空港利用者にも来訪してもらえるような「多摩川からの玄関口」としての個性的で魅力的なにぎわいを創出するため、次のように取組を進めてきました。

（主な取組状況）

- ・令和2年10月（2日間）、令和4年3月（約1カ月間）、令和5年11月（2日間）に利活用に向けた社会実験やイベント実施（キッチンカーや各種イベント等）を行い、一定の地域ニーズを把握。
- ・令和3年7月、川崎市PPPプラットフォーム意見交換会（集団対話）を実施。
- ・令和6年5月、「京急川崎駅周辺地区まちづくりに関する進捗状況及びプロジェクト誘導の方向性について」公表。
- ・令和7年2月、「多摩川見晴らし公園インフラ整備工事」を実施。
- ・令和7年8月、川崎市PPPプラットフォーム意見交換会（個別対話）を実施。
- ・令和7年9月、近接する旧幸町交番隣接道路用地に新たなアーバンスポーツの拠点「カワサキ文化公園」がオープン。
- ・令和8年3月、「川崎駅周辺総合整備計画」改定。

こうした取組や周辺のまちづくりの動向を踏まえ、本事業は、公募設置管理制度（以下「Park-PFI制度」という。）を活用し、民間のノウハウや自由な発想を取り入れ、効率的かつ効果的な管理運営を行うことで、民間事業者の事業性の確保と公園の利便性や維持管理水準の向上が期待できることから、多摩川見晴らし公園の更なる魅力向上を目指して実施するものです。

■多摩川見晴らし公園周辺の概要

<位置図>



<多摩川見晴らし公園の概要>

所在地	川崎市幸区幸町 2 丁目567-1ほか		
交通アクセス	JR川崎駅・京急川崎駅 徒歩10分		
公園面積	約5,594㎡（うち市有地約724㎡）		
開設	平成20年 5 月		
公園種別	街区公園（※事業者決定前までに、都市公園の告示を行う）		
公園施設	ベンチ、柵、看板、公園灯、水飲み場等		
建築可能範囲	原則、高規格堤防特別区域内に限る ※事業区域はすべて河川区域です。		
都市計画法上の 制限 【参考資料 7 参照】	市街化区域	市街化区域（約724㎡）	市街化調整区域（約4,870㎡）
	用途地域	準住居地域（容積率300%、建蔽率60%）	—（容積率50%、建蔽率30%）
	高度地区	第 3 種 高度地区（最高高さ 20 m、北側制限10m + 1.25/1）	—
	防火地域	防火地域	—
	地区計画	戸手 4 丁目地区地区計画	—



(3) 事業方針

本事業にあたっては、「川崎市総合計画」「みどりの将来像」「川崎市緑の基本計画」「パークマネジメント推進方針」「川崎駅周辺総合整備計画」「川崎市新多摩川プラン」等を踏まえ、以下の点を重視した提案を募集する。

- ①多摩川を活用した個性的で魅力的なにぎわいの創出
- ②多様な主体が持続的に活躍できる場づくり
- ③地域の憩いの場としての環境の維持

(4) 事業範囲

平成29（2017）年の都市公園法改正により創設されたPark-PFI制度を活用し、当該公園において、公募対象公園施設（収益施設）の整備及び管理運営を行い、その収益により、特定公園施設の整備及び維持管理、公園全体の清掃、美化活動、イベント等の実施などを行うものとします。

①必須実施業務

本事業を実施する事業者は、次の業務を行うものとします。

- ・公募対象公園施設（飲食・休憩機能、自転車駐車場（シェアサイクルポート等））の整備・管理運営
- ・特定公園施設（トイレ）の整備・維持管理
- ・公園全体の維持管理、清掃・美化活動（地震・台風等による既存の公園施設の復旧は除く）
- ・船着き場等を活用したにぎわい創出に向けた取組（イベント、情報発信機能等）
- ・公園への主要なアクセス路となるさいわい歩道橋の日常清掃

②任意提案事項

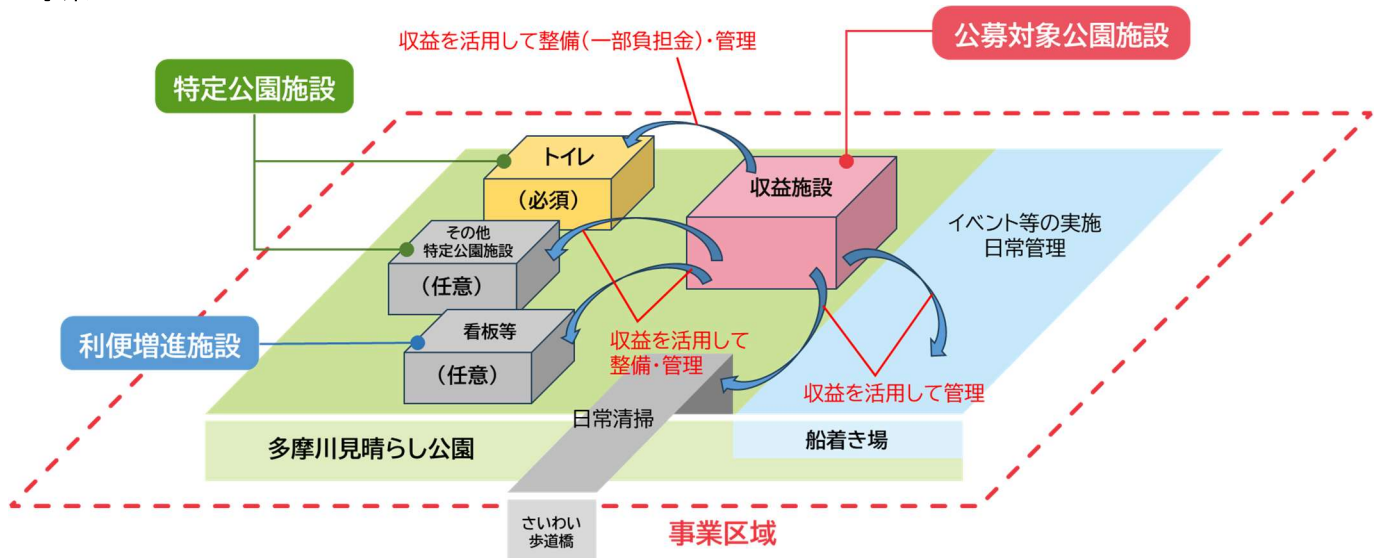
任意提案事項として、本事業を実施する事業者は、次の業務を行うものとします。

- ・特定公園施設（トイレ以外）の整備・維持管理
- ・利便増進施設（地域における催し等に関する情報提供のための看板、広告塔）の設置・管理運営

(5) 事業イメージ

事業者には、下図のとおり、公募対象公園施設・特定公園施設等を整備し、公園の維持管理・運営をしていただきます。なお、各施設の維持管理運営や地域の魅力向上事業（イベント等の実施、日常管理等）については、本市が本事業の認定計画提出者と基本協定等を締結し、実施していただきます。また、河川法第24条及び第26条に基づく土地や工作物等の占用は、認定計画に基づき、本市が河川管理者より占用許可（河川）の取得の調整を行います。

<事業イメージ>



(6) 官民の役割分担及び費用分担

本事業の官民の役割分担及び費用分担は次のとおりです。なお、ここでは「官」は本市のことを指し、国は含まれません。

施設の種類		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設	船着き場等 ^{※7}
體	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	—
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者 ^{※4}	認定計画提出者	—
	官民の関係	基本協定 占用許可 ^{※1}	基本協定 占用許可 ^{※1}	基本協定 占用許可 ^{※1}	—
種	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	本市・ 認定計画提出者 ^{※8}
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	本市・ 認定計画提出者 ^{※8}
	官民の関係	基本協定 設置許可 ^{※2}	基本協定 設置許可 ^{※5}	基本協定 占用許可 ^{※6}	基本協定 施設使用契約 ^{※9}
橋	施設	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者	本市・ 国（市占用（河川））
事業期間終了時		現状復旧・返還 ^{※3}	現状復旧・返還 ^{※3}	現状復旧・返還 ^{※3}	—

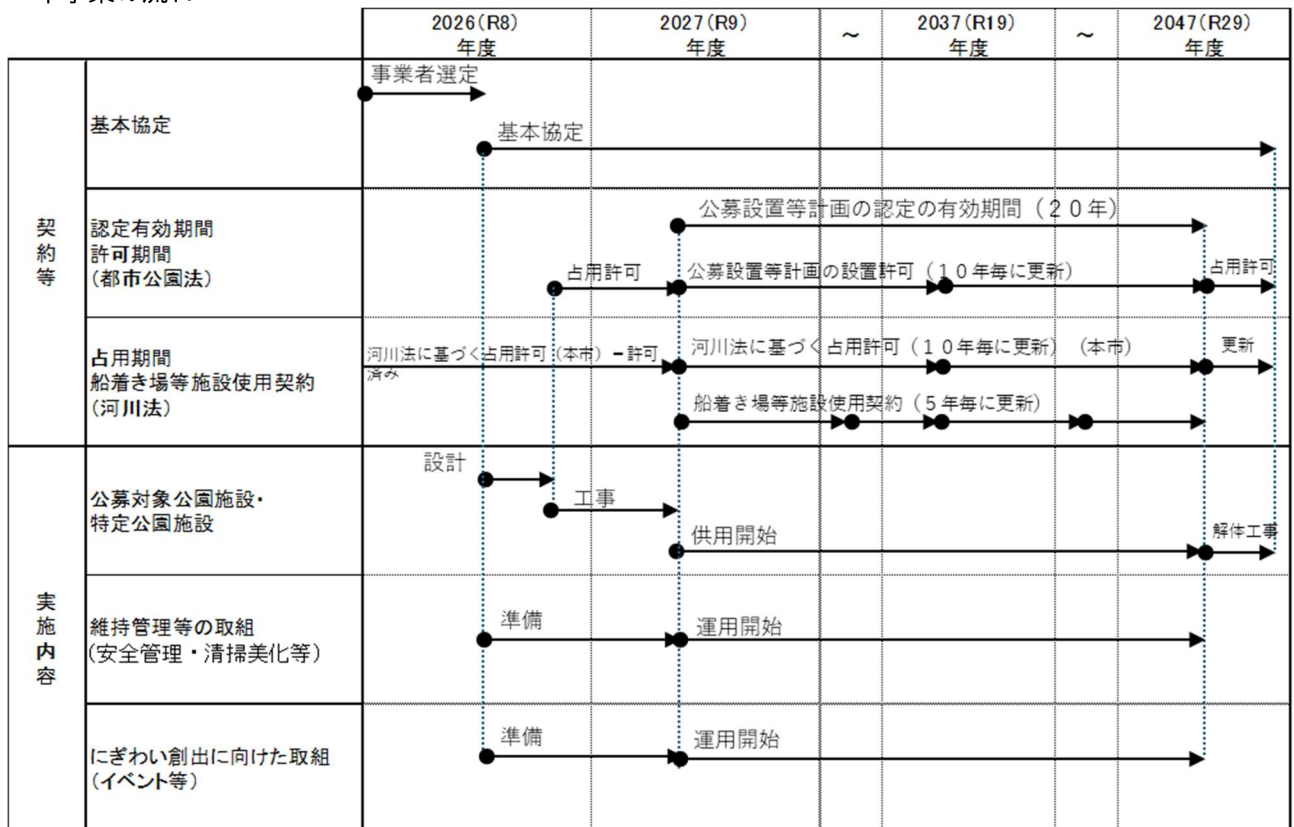
- ※1 整備工事中は、占用許可（公園）を受ける必要があります。
- ※2 公募対象公園施設は、設置許可を受ける必要があります。
- ※3 本市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者の間で、認定計画提出者の有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡に本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。
- ※4 トイレについては、一部市による負担金があります。（3（2）②参照）
- ※5 特定公園施設は、設置許可を受ける必要があります。特定公園施設は、認定計画提出者が特定公園施設の維持管理費用を負担することを条件に、整備・管理運営期間中の特定公園施設の公園使用料を免除いたします。
- ※6 利便増進施設は、占用許可（公園）を受ける必要があります。
- ※7 都市公園区域のうち、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設以外の土地を「船着き場等」とします。河川管理者と本市の管理協定や河川法に基づく占用許可（河川）の条件によって、震災発生時、出水時等の緊急時には河川管理者による指導、調整に基づき船着き場等を使用することとなっていることから、事業中であっても、緊急時には、当該河川管理者の指導、調整に基づき市が指導、調整する場合があります。
- ※8 地震・台風等による既存の公園施設の復旧は本市が負担します。日常管理（清掃、ごみの処分等）やにぎわい創出に向けた取組（イベント等）において設置した什器等の管理運営は認定計画提出者が負担します。
- ※9 船着き場等の使用について、本市と施設使用契約を締結する必要があります。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は次のとおりです。

- ①公募対象公園施設の供用（営業）開始日から20年間とし、公募対象公園施設等の工事、撤去に要する期間を含みません。
- ②公募対象公園施設の設置許可期間は、同施設の設置許可日から10年とし、認定計画提出者からの更新申請により、最長10年の更新ができるものとします。
- ③本市が河川管理者から取得する河川の占用許可期間は10年間ですが、河川管理者との協議を踏まえ、その後の10年間についても継続した占用が予定されています。当該占用許可日以降に、本市と認定計画提出者は概ね5年間の期間で船着き場等の使用について、施設使用契約の締結をし、5年毎に更新あるいは再契約ができるものとします。
- ④公募対象公園施設等の供用開始日、維持管理等の取組やにぎわい創出に向けた取組の運用開始日については、原則として令和9年度内（特定公園施設の必須実施業務となっているトイレの整備について市負担金を活用する場合は、令和8年度内に本市による検査を要します）としますが、設置等予定者の提案を踏まえ、本市との協議により、基本協定において決定することとします。

<本事業の流れ>



<事業スケジュール（想定）>

公募設置等計画の認定	令和8年10月～令和9年1月頃 ※占用許可（公園）開始前に公募設置等計画の認定を行うこと
基本協定の締結	令和8年10月
認定計画提出者による設計・工事	令和8年10月～令和9年夏頃 ※特定公園施設の必須実施業務となっているトイレの整備について市負担金を活用する場合は、令和8年度内に本市による検査を要します
都市公園法による占用許可期間 （工事期間）	令和9年1月頃～令和9年夏頃
公募設置等計画の設置許可期間 各公園施設の供用期間 各サービスの運用期間	令和9年夏頃～令和29年夏頃
都市公園法による占用許可期間 （解体工事期間）	令和29年夏頃～令和30年3月頃

3 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の設置等に係る事項

①公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている便益施設とします。当該施設から生じる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充当できると認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められません。

また、当該公園周辺の現状や利用者の需要を十分に理解し、周辺住民等の様々な公園利用者の利便性や快適性の向上に資する提案とし、飲食・休憩機能及び回遊性を向上させる地域のための自転車駐車場（シェアサイクルポート等）を含む提案としてください。市が求める機能の他、事業者の自由な発想による新たな機能も提案することができます。

②公募対象公園施設の整備に関する条件

ア 公募対象公園施設は、都市公園法第5条第2項第1項に規定される公園施設であるため、公園施設の整備であることを十分に理解し、公園利用の増進や公園利用者の利便性・快適性の向上に資する施設を提案してください。公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。

イ 公募対象公園施設は、河川法第26条に基づき、認定計画提出者の協力のもと、本市が河川管理者から占用許可（河川）を取得することとします。原則として、建築物、土地に定着する工作物については、高規格堤防特別区域内に設置することとし、土地に定着しない可動産を高規格堤防特別区域外に設置する場合は、撤去計画を作成していただき、本市が河川管理者から占用許可（河川）を得た後、設置するものとし、適切な設置場所と必要な面積を提案してください。

ウ 公募対象公園施設の配置・動線計画にあたっては、公園利用者及びかわさき多摩川ふれあいロード延伸の想定ルート並びに国道409号を經由して公園区域内を通行する歩行者・自転車利用者等の既存動線において、安全で円滑な通行に配慮し、公園利用者等の利便性向上に資する提案をしてください。（参考資料10を参照してください）

エ 公募対象公園施設は、デザインや高さ、配置、素材、色彩等は、周辺環境との調和に配慮するとともに、多摩川（東京側）からの玄関口としてふさわしい景観形成や水辺空間の魅力創出に資するものとしてください。

オ 公募対象公園施設は、ユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月国土交通省）」や「川崎市福祉のまちづくり条例」など各種法令等を遵守した施設としてください。

カ 多摩川見晴らし公園の一部は、市街化調整区域に該当しています。（参考資料7を参照してください）市街化調整区域内における建築について、当該施設は都市公園法第2条第2項に規定する公園施設であるため、計画敷地の一部に市街化調整区域を含めて当該建築物を建築する場合、都市計画法第29条第1項第3号に規定する建築物の新築に該当することから、都市計画法第43条の許可は要しません。また、当該施設の建築の用に供する目的で行う開発行為をしようとする場合、都市計画法第29条第1項第3号に該当することから、都市計画法第29条の許可は要しません。

キ 公募対象公園施設については、死角や暗がりをつくらないように夜間照明等を設置するなど適切に施設を配置し、公園利用者等の安全性に配慮してください。

ク 施設整備にあたっては、再生可能エネルギーの活用などの環境負荷低減や建設リサイクル等の環境保全、木材利用などによる脱炭素社会の実現への貢献に配慮してください。

ケ 施設の設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、認定計画提出者の負担で実施してくだ

- い。
- コ インフラ（電気、ガス、上下水道、通信等）の建設が必要な場合は、認定計画提出者の負担で整備してください。原則として公園のインフラ（参考資料4を参照してください）とは独立して設置するものとしします。
- サ インフラ整備に伴い、新たな引き込み等を行う際は、認定計画提出者が各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が当該負担金等を負担するものとしします。
- シ 公募対象公園施設として使用する土地の面積は、「公募対象公園施設の建築面積」と「公募対象公園施設の利用者のみを対象とした屋外部分」、「建設後に認定計画提出者が独占的に使用する外構等の面積」を合計したものとしします。
- ス 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を本市に提出し、確認を受けていただきます。設計の内容が提案内容と相違する場合、本市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。なお、設計図書の内容が公募設置等指針に示す条件に満たないと判断した場合は、認定計画提出者の責任及び費用において、修正することを求めることができます。
- セ 認定計画提出者は、選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、本市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は原則認めません。
- ソ 認定計画提出者は、本市に確認を受けた設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設の整備工事を実施していただきます。なお、公園利用者等の安全上、危険と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対して是正を求める場合があります。
- タ 認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・監理等を行う工事責任者を設置し、本市に報告してください。
- チ 工事に際しては、認定計画提出者の責任で近隣住民等を対象に説明を行ってください。
- ツ 認定計画提出者は、全ての整備工事が完了後、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査を実施してください。
- テ 認定計画提出者が、公募対象公園施設における整備工事の社内完成検査を実施する際、本市は、当該完成検査に立ち会うことができます。
- ト 本事業に関する工事等に伴い発生した土砂等の敷地外への運搬・処分等については、土壤汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき適正に対処してください。
- ナ 自転車駐車場（シェアサイクルポート等）は計画・設計段階で利用実態を調査し、周辺の開発動向等を踏まえて適正な必要台数を検討してください。
- ニ 自転車駐車場（シェアサイクルポート等）は、公園利用者の動線や景観に配慮した位置に、公園利用者並びに施設利用者のための自転車駐車場を設けてください。
- ヌ 上記の自転車駐車場（シェアサイクルポート等）から得られる収入は、認定計画提出者の収入とすることができます。
- ネ 整備工事、事業終了後の撤去、現況復旧工事については、占用許可（公園）を受ける必要があります。この際の占用料は、川崎市都市公園条例第21条第1項に基づき免除します。
- ノ 令和8年度秋以降、当該地の近接区域において、河川管理者が実施する「多摩川緊急治水対策プロジェクト」が予定されています。また、今後、新たな周辺開発・公共工事等が計画される可能性があることを踏まえ、公募対象公園施設の整備にあたっては、工事工程、資機材搬入出経路、安全対策等について、河川管理者及び本市と事前に協議・調整をしてください。工程等に著しい影響が生じるおそれがある場合には、本市及び事業者は、影響の軽減措置、供用開始時期の調整等必要な事項について協議することができます。

③公募対象公園施設の管理運営に関する条件

- ア 公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後に施設の管理運営を実施するものとします。
- イ 公募対象公園施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施し、管理運営に係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- ウ 公募対象公園施設の管理運営にあたっては、本市からの公園管理に係る指導、指示等に従ってください。
- エ 本公園等の魅力向上が図られるような管理運営内容を提案してください。
- オ 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営を行うものとし、持続的に運営可能な事業計画を提案してください。
- カ 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制を提案してください。
- キ 地震や事故、トラブル等の発生時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制とし、多摩川見晴らし公園が地域防災計画における「一時避難場所」に指定されていることや多摩川緑地が「広域避難場所」に指定されていることから、災害時における地域への支援体制等（例：一時避難時の動線確保や情報提供、物資配布等の協力、平常時から防災訓練、周知への協力）を提案してください。また、事故、災害等の緊急事態が発生し、本市から合理的な範囲での協力要請を受けたときは、これに協力するものとします。
- ク 公園利用者等の利便性を考慮し、原則通年営業としますが、定休日や年末年始等の休業日の設定は可能とします。
- ケ 運営による音や振動、照明の照度については、周辺の環境に配慮してください。なお、営業時間については制限しませんが、夜間についても、周辺環境に配慮しながら、都市公園全体が、安全で居心地のよい空間となるような運営としてください。
- コ アルコール類の販売は可能としますが、自動販売機によるアルコール類の販売は認めません。
- サ タバコの販売は認めません。
- シ 公募対象公園施設の運営事業の内容は、以下に該当するものは認めません。
- a) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者等が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - c) 青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
 - d) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なう事が予想される行為
 - e) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行う者の活動
 - f) 上記の他、本市が不適当と判断する行為
- ス 施設の運営に必要なインフラ（電気、ガス、上下水道、通信等）の使用料は、認定計画提出者の負担とします。
- セ 公園内や周辺道路において公園利用者などへの支障とならないように対策を行ってください。（支障の例）
- ・施設利用者が使用する自転車の周辺道路等への放置
 - ・販売又は頒布した販売品の周辺道路等への投げ捨て
- ソ 管理運営内容については環境負荷低減、周辺の環境保全等、環境に配慮してください。
- タ 河川管理者又は本市が実施する工事その他の事由により、本事業に著しい影響が生じるおそれがある場合には、本市及び事業者は、影響の軽減措置、使用料の取扱いその他必要な事項について協議することができます。

④公募対象公園施設の使用料の額の下限額

公募対象公園施設の使用料の下限額は次のとおりです。1㎡あたりの月額使用料（使用料の下限額以上）及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料下限額（設置許可）	100円/㎡・月
-----------------------	----------

なお、設置許可面積には建築物の範囲以外に、「公募対象公園施設の利用者のみを対象とした屋外部分」や「認定計画提出者が独占的に使用する外構等の面積」を含むものとし、設置許可面積の決定にあたっては、実施設計の協議等を経て認定計画提出者が提出する最終的な計画を本市が精査確認します。

また、条例改正等により、使用料が変更された場合、認定計画提出者から提案された使用料がその変更後の額を下回るときは、変更後の額が使用料となります。

(2) 特定公園施設の整備・維持管理に係る事項

①特定公園施設の整備に関する条件

- ア 一般の公園利用者等の利便性が向上する特定公園施設として、トイレ等（トイレは必須、トイレ以外は任意）を整備してください。
- イ 整備に際しては、「川崎市土木工事標準構造図集」を参考とするとともに、工事施工に関する法令及び「川崎市土木工事共通仕様書」「川崎市土木工事施工管理基準」「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月国土交通省）」等を参考とし施工をしてください。
- ウ 特定公園施設の整備可能範囲は、当該公園全体の面積から公募対象公園施設、利便増進施設の設置許可面積を除いた範囲とし、河川法第26条に基づき、認定計画提出者の協力のもと、本市が河川管理者から占有許可（河川）を取得することとします。原則として、建築物、土地に定着する工作物については、高規格堤防特別区域内に設置することとし、土地に定着しない可動産を高規格堤防特別区域外に設置する場合は、撤去計画を作成していただき、本市が国から許可を得た後、設置するものとします。適切な設置場所と必要な面積を提案してください。
- エ 特定公園施設の配置・動線計画にあたっては、公園利用者及びかわさき多摩川ふれあいロード延伸の想定ルート並びに国道409号を経由して公園区域内を通行する歩行者・自転車利用者等の既存動線において、安全で円滑な通行に配慮し、公園利用者等の利便性向上に資する提案をしてください。（参考資料10を参照してください）
- オ 特定公園施設は、ユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月国土交通省）」や「川崎市福祉のまちづくり条例」など各種法令等を遵守した施設としてください。
- カ 多摩川見晴らし公園の一部は、市街化調整区域に該当しています。（参考資料7を参照してください）市街化調整区域内における建築について、当該施設は都市公園法第2条第2項に規定する公園施設であるため、計画敷地の一部に市街化調整区域を含めて当該建築物を建築する場合、都市計画法第29条第1項第3号に規定する建築物の新築に該当することから、都市計画法第43条の許可は要しません。また、当該施設の建築の用に供する目的で行う開発行為をしようとする場合、都市計画法第29条第1項第3号に該当することから、都市計画法第29条の許可は要しません。
- キ トイレは、「川崎市都市公園条例第2条の11及び第2条の12」の基準を満たした上で、男女共用便房を1以上設けるとともに、男子用女子用便房をそれぞれ1以上設けてください。公募対象公園施設（飲食店等）と一体的な整備も可としますが、公園利用者等の利便性が向上するよう動線等に配慮した設計としてください。また、事業期間中は年間を通して公園利用者の利用が可能な状態とし、夜間などの管理上支障となる時間帯については、市との協議により決定します。
- ク トイレ以外の特定公園施設の種類、数量、配置等については、認定計画提出者の提案に委ねますが、公募対象公園施設と一体的に整備することによって、公園利用者に対するサービスが向上する内容としてください。**任意提案**
- ケ 植栽を設置する場合は、公園としての機能を維持・向上させるための適切な植栽計画としてください。**任意提案**
- コ 特定公園施設のデザインや規模、配置、素材、色彩等は、当該公園の景観や周辺環境との調和に配慮したものにしてください。
- サ 特定公園施設の配置については、死角や暗がりをつくらないように、公園利用者等の安全性に配慮してください。
- シ 施設整備にあたっては、再生可能エネルギーの活用などの環境負荷低減や建設リサイクル等の環境保全、木材利用などによる脱炭素社会の実現への貢献に配慮してください。
- ス 施設の設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、認定計画提出者の負担で実施してくださ

い。

セ インフラ（電気、ガス、上下水道、通信等）の建設が必要な場合は、認定計画提出者の負担で整備してください。原則として公園のインフラ（参考資料4を参照してください）とは独立して設置するものとしします。

ソ インフラ整備に伴い、新たな引き込み等を行う際は、認定計画提出者が各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が当該負担金等を負担するものとしします。

タ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を本市に提出し、確認を受けていただきます。設計の内容が提案内容と相違する場合は、本市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。なお、設計図書の内容が公募設置等指針に示す条件に満たないと判断した場合は、認定計画提出者の責任及び費用において、修正することを求めることができます。

チ 認定計画提出者は、選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、本市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は原則認めません。

ツ 認定計画提出者は、本市に確認を受けた設計図書、工事工程表及び工事着手日までに締結する特定公園施設建設に係る確認書（別紙2）に基づき、特定公園施設の整備工事を実施していただきます。なお、公園利用者等の安全上、危険と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対して是正を求める場合があります。

テ 認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・監理等を行う工事責任者を設置し、本市に報告してください。

ト 工事に際しては、認定計画提出者の責任で近隣住民等を対象に説明を行ってください。

ナ 認定計画提出者は、全ての整備工事が完了後、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査を実施してください。

ニ 認定計画提出者が、特定公園施設における整備工事の社内完成検査を実施する際、本市は、当該完成検査に立ち会うことができます。

ヌ 本事業に関する工事等に伴い発生した土砂等の敷地外への運搬・処分等については、土壤汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき適正に対処してください。

ネ 整備工事、事業終了後の撤去、現況復旧工事については、占用許可（公園）を受ける必要があります。この際の占用料は、川崎市都市公園条例第21条第1項に基づき免除します。

ノ 令和8年度秋以降、当該地の近接区域において、河川管理者が実施する「多摩川緊急治水対策プロジェクト」が予定されています。また、今後、新たな周辺開発・公共工事等が計画される可能性があることを踏まえ、特定公園施設の整備にあたっては、工事工程、資機材搬入出経路、安全対策等について、河川管理者及び本市と事前に協議・調整してください。工程等に著しい影響が生じるおそれがある場合には、本市及び事業者は、影響の軽減措置、供用開始時期の調整等必要な事項について協議することができます。

②本市による特定公園施設の整備費用の負担

ア 特定公園施設のトイレ整備に要する費用は、公募対象公園施設及び利便増進施設から見込まれる収益等及び本市からの負担で賄っていただくものとしします。

イ トイレ以外の特定公園施設の整備に要する費用は、公募対象公園施設及び利便増進施設から見込まれる収益等から認定計画提出者が負担するものとしします。**任意提案**

ウ 特定公園施設のトイレ整備について、①特定公園施設のトイレ整備に要する費用の見込み額、②公募対象公園施設及び利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③本市に負担を求める額を提案してください。

エ 本市が負担する額は、認定計画提出者が本市に負担を求める提案額を上回ることはできません。なお、

本市の費用負担は、令和8年度予算に計上しています。

本市が負担する費用の上限額	4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
---------------	-------------------------

オ 本市が負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳をご提出いただき、本市が金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については、本市が工事発注する際の標準単価を参考にするるとともに、類似整備の設計金額と契約金額との割合等を加味するものとし）した上で、本市と認定計画認定者で協議し決定します。

③特定公園施設の維持管理に関する条件

特定公園施設の範囲のうち、認定計画提出者が整備を実施した部分について、本市と締結する基本協定及び設置許可に基づき、認定計画提出者が管理運営するものとし、次の点を考慮して、公園利用者等の安全性や衛生面に配慮した適切な管理運営計画を提案してください。

ア 特定公園施設の損壊等が発生した場合は、随時、修繕を行ってください。

イ 管理運営内容については環境負荷低減、周辺環境保全等、環境に配慮してください。

④特定公園施設の維持管理費用の負担

特定公園施設の維持管理に要する費用は、認定計画提出者が全て負担するものとし、

⑤特定公園施設の使用料

特定公園施設の整備及び維持管理費用の負担を行うことを条件に設置許可の使用料を免除します。

(3) 利便増進施設の設置等に係る事項

任意提案

①利便増進施設の設置

- ア 当該公園内において、公募対象公園施設の周辺等に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められる利便増進施設を認定計画提出者の任意提案により設置することが可能です。利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。
- イ 設置できる施設は、地域における催し等に関する情報提供を主たる目的とした看板、広告塔とします。ただし、それ以外の情報で地域住民の利便の増進に資するものの掲示を排除するものではありません。
- ウ 利便増進施設の整備可能範囲は、当該公園全体の面積から公募対象公園施設、特定公園施設の設置許可面積を除いた範囲とし、河川法26条に基づき、認定計画提出者の協力のもと、本市が河川管理者から占有許可（河川）を取得することとします。
- エ 原則として、土地に定着する工作物については、高規格堤防特別区域内に設置することとし、土地に定着しない可動産を高規格堤防特別区域外に設置する場合は、撤去計画を作成していただき、本市が河川管理者から占有許可（河川）を得た後、設置するものとします。適切な設置場所と必要な面積を提案してください。
- オ 利便増進施設の配置・動線計画にあたっては、公園利用者及びかわさき多摩川ふれあいロード延伸の想定ルート並びに国道409号を經由して公園区域内を通行する歩行者・自転車利用者等の既存動線において、安全で円滑な通行に配慮し、公園利用者等の利便性向上に資する提案をしてください。（参考資料10を参照してください）

②看板、広告塔

看板、広告塔は、地域における催し等に関する情報を提供するものが含まれることを推奨するとともに、周辺環境に調和したものとしてください。広告物の設置にあたっては、川崎市屋外広告物条例第7条第5項に基づく許可を受ける必要があります。

③利便増進施設を設置する場合の占用料

看板、広告塔を設置する場合は、占有許可（公園）を受ける必要があります。また、工事期間中（事業開始前の整備、事業開始後の現況復旧）の占用料は、川崎市都市公園条例第21条第1項に基づき免除し、供用開始後は、川崎市都市公園条例第17条第1項に基づく以下の占用料を本市へ支払っていただきます。なお、条例改正等により金額が変更になった場合は、変更後の金額を納入することになります。令和8年5月時点の占用料は次のとおりです。

看板の占用料 ^{※1}	320円/㎡・月
広告塔の占用料 ^{※1}	1,500円/㎡・月

※1 表示面の面積を算定根拠とします。

(4) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間については、「2.(7)事業期間」に定めるとおりです。

4 地域の魅力向上に係る事項

(1) 魅力向上事業の実施に係る事項

①にぎわい創出に向けた取組（イベント等の実施）

- ア 多摩川見晴らし公園が憩いとにぎわいの場として地域に親しまれ、魅力ある拠点となるため、多摩川で唯一の船着き場を有している特性等を活かしたイベント等を開催するとともに、看板やSNS等を活用した情報発信や多様な主体との連携を推進する取組（イベント応募受付サイトや電源の貸出などのイベントサポート）など、地域の魅力向上につながる取組を提案してください。
- イ イベント等の実施の提案にあたっては、多摩川見晴らし公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設（都市公園）であることを鑑み、すべての公園利用者に対して適切かつ確実なサービスが提供できるようにするとともに、認定計画提出者によるイベント等が公園を独占的に利用することにならないよう実施回数等を配慮してください。また、イベント実施にあたっては年間計画書を提出の上、事前に本市と協議してください。
- ウ イベント等の実施については、河川管理者等との調整、市との協議を行った後、施設使用契約（別紙3）を締結し、当該契約に基づき実施するものとします。
- エ イベント等の実施においては、認定計画提出者が責任主体として適切に管理・統括し、以下のa～jに掲げる事項を遵守するものとし、川崎市都市公園条例第3条第1項に基づき、公園内行為許可申請を行ってください。なお、川崎市都市公園条例第3条第6項及び川崎市都市公園条例施行規則第3条第1項に基づき、使用区分に応じて、公園内行為許可使用料を徴収いたします。
- a) イベント等の運営にあたっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置することなどにより、安全で円滑に取り組んでください。
 - b) 出水時には、利用者を安全かつ迅速に避難させるとともに、使用する設備等を速やかに提外へ撤去してください。
 - c) 事故・トラブル、地域住民からの苦情等が生じないよう安全対策や大音量への配慮、事前の周知等を適切に行ってください。万が一事故等が生じた場合は、認定計画提出者が迅速かつ適切に対応し、本市へ報告してください。また、利用者からの問合せや営業時間外の事故等緊急時対応のため、連絡対応可能な体制を確立してください。
 - d) 利用者のケガの補償や損害賠償事故（対人、対物）の補償への対応が可能な提案内容としてください。
 - e) 提案内容に応じ、必要な設備（仮設トイレ、手洗い場、夜間照明、自転車駐車場等）は原則、認定計画提出者で適正に設置してください。
 - f) 河川敷への車両搬出入等に伴う鍵の管理は原則、認定計画提出者で責任を持って行ってください。
 - g) 事業対象区域へのアクセスに際し、周辺道路を歩行者、自転車利用者等が通過するため、事業実施にあたり、利用者への注意啓発やイベントの規模等に応じ、周辺道路やさいわい歩道橋において警備等を配置することで安全管理を行ってください。
 - h) 利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理してください。
 - i) 提案内容に火気等の使用や飲食物の提供等が含まれる場合は、関係機関等との協議を踏まえて適切に取り扱うこととしてください。
 - j) 船着き場を活用したクルーズ船などのイベントにあたっては、季節、時間帯、天候等により水深が異なるため、認定計画提出者が事前に調査を行った上、安全に実施してください。

②日常における安全管理や清掃・美化の実施

ア 公園及びさいわい歩道橋の日常的な見回り、清掃やごみ拾い等の実施は、公募対象公園施設の営業日は1日に1回以上行うものとし、年間を通じて実施してください。

イ 公園内の草刈り、除草・清掃は、必要な時期に適宜実施し、公園内の美観維持につながる提案をしてください。なお、令和7年度に本市が実施した維持管理業務については、参考資料8を参照してください。

(2) 地域の魅力向上を図るための措置に係る事項

本事業の実施により、公園利用者が利用しやすく、快適な環境やサービスを提供できているか等について、その有効性を定期的に検証した上で必要な改善・見直しを行うため、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に定めるモニタリングを行い、公共サービスを定量的に評価し、各年度終了時に別添の参考様式（参考資料11を参照してください）を参考に本市へ報告していただきます。また、その結果等について、本市が必要と認める場合は改善方法を提案していただきます。

①自己評価の実施

認定計画提出者は、提案事業の取組の継続、拡大に向けて、活動実績を測るための定量的な指標を提案してください。（例、施設利用者数、イベントの参加者数など）

②利用者満足度の把握及び改善

認定計画提出者は、公園利用者等の意見を聴取することで、本事業に対する満足度を把握した上で、その結果を分析し、本市に報告していただきます。

5 公募への参加資格

(1) 応募の制限

次のア～ケの項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人
- エ 応募の日から、優先交渉権者（設置等予定者）決定通知日までの間に、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱第2条第1項に規定する資格停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している法人
- カ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同上第3号に規定する暴力団員等、同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる法人
- キ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2号の規定に違反している事実がある法人
- ク 委託契約その他の契約を締結するにあたり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している法人
- ケ 川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が資金面又は人事面に直接関与している法人

(2) 応募者の資格

- ① 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
 - ② グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、公募対象公園施設を設置及び所有する法人として、代表法人を定めてください（他の法人は構成法人とする。）。
 - ③ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
 - ④ 代表法人は、公募対象公園施設の整備・管理運営及び特定公園施設の整備・管理運営について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。
 - ⑤ グループで応募する場合は、応募に際して、グループを構成する企業（構成法人）が以下のいずれかの役割を担当することとし、一つの構成法人が複数の役割を兼ねる、または複数の者が各業務を担当することも可能とする。なお、単体の法人での応募の場合、応募法人が全ての役割を担うこととする。
 - ア 公募対象公園施設の整備・管理運営
 - イ 特定公園施設（トイレ）の整備・維持管理
 - ウ 公園及びさいわい歩道橋の維持管理、清掃・美化活動
 - エ イベント等の企画・実施・運営
- 【以下は任意提案する場合のみ】
- オ 特定公園施設（任意提案内容）の整備
 - カ 特定公園施設（任意提案内容）の維持管理
 - キ 利便増進施設の設置

ク 利便増進施設の管理運営

※事業の一部委託については、P33参照

(3) 応募条件

- ①応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ②グループで応募する場合、代表法人又は構成法人等の変更は原則として認めません。ただし、構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が認めた場合に限り、あらかじめ本市の承認を得て変更を認めることがあります。この場合は必要に応じ書類の再提出等を求めることがあります。
- ③設置等予定者は、選定後に自己都合による辞退はできません。
- ④「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に定める「地域経済活性化に向けた基本方針」を踏まえ、代表法人や構成法人が市内事業者である場合は、審査において加点対象となります。
- ⑤本事業の応募者及び契約主体は同一の法人又は応募グループとし、事業期間中において、当該地位を第三者に移転することはできません。ただし、グループで応募する場合において、構成法人の変更が生じるときは、業務執行上支障がないと本市が認めた場合に限り、あらかじめ本市の承認を得て変更を認めることがあります。この場合、本市は必要に応じて、当該変更内容に関する書類の提出を求めることがあります。

6 公募の手続きに関する事項

(1) 基本的な考え方

募集要項等の内容に基づいて、本事業を実施する事業者を公募します。事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、提案の内容及び応募者の経営基盤や実績といった事業主体としての適格性を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を設置等予定者として決定し、契約を行います。また、次に優れた評価を得た応募者を次点事業者とし、設置等予定者が契約しない場合等においては、次点事業者と契約を行います。（評価内容により次点事業者を定めない場合があります。）

(2) 公募・選定スケジュール

事業者の公募・選定スケジュールは次のとおりです。

項目	日程
募集要項等の公表	令和8年5月19日（火）～8月3日（月）
説明会の参加申込〆切	令和8年5月19日（火）～5月28日（木）
説明会の開催	令和8年6月2日（火）
質問書の受付	令和8年5月19日（火）～6月10日（水）
質問書に対する回答	令和8年6月24日（水）
応募申込期間	令和8年6月25日（木）～7月6日（月）
公募設置等計画の提出	令和8年7月7日（火）～8月3日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年9月中旬（予定）
設置等予定者の通知	令和8年9月末（予定）
公募設置等計画の認定	令和8年10月（予定）
基本協定の締結	令和8年10月（予定）

(3) 応募手続き

①募集要項等の公表

- ・募集要項等の配布：令和8年5月19日（火）～8月3日（月）
- ・募集要項等は、本市ホームページからダウンロードできます。また、「11 問い合わせ先」窓口にて配布いたします。

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000186519.html>

②説明会の開催

本事業の説明会の開催内容、参加方法は次のとおりです。

ア 説明会の開催

- ・開催日時：令和8年6月2日（火）
※参加者は、応募法人又は応募グループであわせて最大3名とします。
- ・開催場所：川崎市産業振興会館（川崎市幸区堀川町66-20）

イ 説明会の参加申込方法

- ・申込期間：令和8年5月19日（火）～5月28日（木）

- ・提出様式：様式1「説明会参加申込書」
- ・提出方法：Eメール
※件名は「説明会参加申込【事業者名】」としてください。持参や郵送による受付は行いません。
- ・提出先：「11 問い合わせ先」のとおり

③募集要項等に対する質問及び回答

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、様式2「質問書」を提出してください。なお、質問書に対する回答の内容は、募集要項等と同等の効力を持つものとします。

- ・質問受付：令和8年5月19日（火）～6月10日（水）
- ・提出様式：様式2「質問書」
- ・提出方法：Eメール

※件名は「質問書【事業者名】」としてください。持参や郵送による受付は行いません。

- ・提出先：「11 問い合わせ先」のとおり
- ・回答方法：回答は、令和8年6月24日（水）に本市ホームページで公表します。なお、質問者の名称は公表しません。

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000186519.html>

④応募申込

本プロポーザルへの参加方法は、次のとおりです。

申込前に必ず事業範囲及び関係法令を確認してください。また、現地調査を行う場合は、事前に「11 問い合わせ先」まで御連絡ください。

- ・申込期間：令和8年6月25日（木）～7月6日（月）
- ・提出様式：「応募申込書類一覧」参照
- ・提出方法：直接持参 又は 書留郵便
- ・提出先：「11 問い合わせ先」のとおり

<応募申込書類一覧>

必要書類	様式	部数
1. 応募申込書関係		原本1部 写し6部 CD-R1部
(1) 応募申込書 ※応募申込に押印する印影について 応募申込は、法人の資格で行っていただくため、印影も法務局にて発行される法人の印鑑証明書と同一であることが必要です。法人の代表者であっても、個人の印影（居住地の市区町村役場発行の「印鑑登録証明書」の印影）は無効となりますので御注意ください。	様式3	
(2) 共同事業体構成法人調書（グループで応募する場合）	様式4	
(3) 誓約書	様式5	
(4) 委任状（グループで応募する場合）	様式6	
2. 応募参加資格関連書類（※グループで応募する場合は、代表法人及び構成法人の全てについて提出）		
(5) 事業者概要調書	様式7	
(6) 定款又は寄付行為の写し	—	
(7) 商業登記簿（履歴事項全部証明書） ※原本、発行後3カ月以内	—	

必要書類	様式	部数
(8)印鑑証明書 ※原本、発行後3カ月以内	—	
(9)役員名簿	様式8	
(10)国税の納税証明書 ※原本、発行後3カ月以内 ・その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のない証明用	—	
(11)法人市町村民税の納税証明書 ※原本、発行後3カ月以内 ・申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書 (未納がないこと。)	—	
(12)固定資産税の納税証明書 ※原本、発行後3カ月以内 ・直近2年度分の納税証明書(未納がないこと。) ・償却資産を含む	—	
(13)財務諸表(直近3年間) ※写し ・損益計算書 ・貸借対照表 ・株主資本等変動計算書(利益処分計算書) ・キャッシュフロー計算書 ※作成している法人のみ ・注記等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表と単体財務諸表。	—	
(14)財務状況表(直近3年間)	様式9	
(15)同種業務実績調書	様式10	
(16)暴力団排除条例に関する誓約書	様式11	
(17)会社パンフレット等 ※事業内容等がわかるもの、任意	—	

⑤公募設置等計画の提出

前記④の応募申込を行った方は、次のとおり公募設置等計画一式を提出してください。提出期間内に提出先に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

- ・提出期間：令和8年7月7日(火)～8月3日(月)
- ・提出様式：「公募設置等計画一覧」参照
- ・提出方法：直接持参 又は 書留郵便
- ・提出先：「11 問い合わせ先」のとおり

【公募設置等計画の作成にあたっての留意事項】

- ア 公募設置等計画の提出は1応募法人(1応募グループ)で1提案とします。
- イ 公募設置等計画の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨、時間は日本標準時を使用してください。
- ウ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本募集要項等に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画を作成してください。
- エ 必要に応じて公募設置等計画一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- オ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- カ 公募設置等計画一式の電子データ(PDF形式)をCD-Rで1部提出してください。

<公募設置等計画一覧>

必要書類	様式	部数
公募設置等計画 表紙	様式12-1	原本1部 写し6部 CD-R1部
(1)全体計画 ①事業の実施方針・コンセプト ②施設全体の配置計画及び利用イメージ	様式12-2	
(2)公募対象公園施設の整備計画 ①公募対象公園施設の考え方 ②公募対象公園施設の概要（業態、設置場所、面積等） ③施設の施工計画 ④図面等	様式12-3	
(3)特定公園施設（トイレ等）の整備計画【※トイレ以外は任意提案】 ①特定公園施設の考え方 ②特定公園施設の概要（使用素材、種類、設置場所等） ③施設の施工計画 ④図面等	様式12-4	
(4)公募対象公園施設及び特定公園施設の管理運営計画 ①施設の管理運営の基本的な考え方 ②公募対象公園施設の管理運営計画 ③特定公園施設の維持管理計画	様式12-5	
(5)利便増進施設の設置及び管理運営計画【任意提案】 ①利便増進施設の考え方 ②施設の概要及び管理運営計画 ③図面等	様式12-6	
(6)地域の魅力向上計画 ①魅力向上事業に対する考え方 ②地域の魅力向上を図るための措置に係る事項（モニタリング等）	様式12-7	
(7)事業実施体制 ①事業の実施体制、事業スケジュール ②リスク管理	様式12-8	
(8)資金計画及び収支計画	様式12-9	
(9)価額提案書 公募対象公園施設の設置許可に基づく年間使用料の提案額（総額）及び対象面積	様式12-10	

⑥応募に関する留意事項

ア 提出書類の差し替え、追加提出の禁止

応募申込書類及び公募設置等計画の提出後の差し替え及び追加提出は認めません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

イ 提案の無効

以下に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とします。

- ・参加資格を有さない者がした提案
- ・提案に際して談合等による不正行為をした者の提案
- ・必要な書類に応募者の署名又は押印がなされていない提案
- ・公募手続きに関係のない事項を記載した提案
- ・提出書類の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない提案

- ・提出書類に虚偽の記載がある提案（本市からの質疑に対し虚偽の説明等を行った場合を含む）
- ・提案に必要な書類が不足している提案

ウ 費用の負担

応募者の応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

エ 応募の辞退

応募申込書類提出後に辞退する場合は、様式13「辞退届」を提出してください。

オ 提出書類の返却

応募申込書類及び公募設置等計画は理由の如何を問わず返却しません。

カ 著作権の帰属

公募設置等計画の著作権は応募者に帰属します。ただし、設置等予定者選定結果の公表等に必要な場合は、本市は公募設置等計画の著作権を無償で使用できるものとします。

キ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

ク 本市の提供する資料の取扱い

応募者（途中で辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を本公募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

ケ 募集の延期等

本市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。

（4）審査方法等

①川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会

本事業の提案に係る審査は、本市を事務局とし、有識者等で構成される「川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行います。選定委員会は、応募者から提出された公募設置等計画について、評価の基準に基づき審査を行い、最高得点を得た応募者を「設置等予定者候補」として、2番目に高い得点を得た応募者を「次点事業者候補」として選定します。

選定委員会の選定結果を踏まえ、本市は設置等予定者及び次点事業者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定します。

なお、審査の結果によっては設置等予定者、次点事業者の一方又は両方について該当なしとする場合があります。

<選定委員会委員（敬称略・五十音順）>

氏名	所属・役職
岩澤 達夫	南河原地区町内会連合会 副会長
大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科 教授
志村 恵美子	公認会計士
中島 伸	東京都市大学都市生活学部都市生活学科 准教授
棚野 良明	前 中央大学研究開発機構 機構教授
水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授

<選定の流れ>

- ア 応募申込書類の提出
- イ 参加資格の確認 ※必要事項を満たさない場合はこの時点で失格
- ウ 公募設置等計画の提出
- エ 書類審査 ※要求事項を満たさない場合はこの時点で失格
- オ ヒアリング審査
- カ 優先交渉権者の決定

②プレゼンテーション及びヒアリング

公募設置等計画の審査にあたり、次のとおり選定委員会によるヒアリングを実施します。ヒアリングの日時及び場所は、後日事務局より連絡します。

- ア 実施時期：令和8年9月下旬（予定）
- イ 実施方法
 - ・説明15分、質疑30分程度
 - ・出席者は最大5名とし、提案内容について網羅的に説明し、質疑応答に対応できる人員を配置してください。
 - ・模型・パネル等の持ち込みも可能とします。
 - ・その他の詳細は、各応募者に個別にお知らせします。

③選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人及び応募グループの構成団体が、優先交渉権者等の決定前までに、選定委員会の委員に対して、本公募について接触を行った場合は、失格となることがあります。また、本募集要項等の公表日から優先交渉権者等の決定通知日までは、応募法人等に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せにも回答できません。

④優先交渉権者等の決定及び公表

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者等を決定します。優先交渉権者等を決定したときは、全ての応募者に結果を通知します。

⑤審査結果の公表

審査結果は、全ての応募者（共同事業体での応募の場合は代表法人）に通知するとともに、本市ホームページで公表します。なお、審査内容及び審査結果に関する問合せ、異議等については一切応じられません。

⑥優先交渉権者等の決定の取消し

次の場合には、優先交渉権者等としての決定を取り消します。

- ・優先交渉権者等の決定から基本協定締結までの間に、優先交渉権者等について資金事情の変化等により本事業の履行ができないと本市が判断した場合
- ・著しく社会的信用を失墜する等により、優先交渉権者等としてふさわしくないと本市が判断した場合
- ・優先交渉権者等が募集要項等に定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

⑦評価の基準

評価の基準については、以下に示すとおりです。

項目	評価の視点	配点
事業実施方針	・事業全体のコンセプトが本事業の目的に合致しているか。	20
事業実施計画 【公募対象公園 施設】	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の魅力を高め、にぎわいの創出につながるような施設計画となっているか。 ・公園利用者及び地域の利便性や快適性の向上に資する機能（飲食・休憩機能及び回遊性を向上させる地域のための自転車駐車場（シェアサイクルポート等））が導入されているか。 ・公園利用者及び地域の安全・安心に配慮するとともに、歩行者・自転車利用者等の動線を踏まえ、公園のレイアウトや周辺の住宅地と調和のとれた計画となっているか。また、災害時における地域との連携体制が構築できているか。 ・施設修繕等の長期的な維持管理計画が適切なものとなっているか。 	80
事業実施計画 【特定公園施設 （トイレ）】	・トイレについて、公募対象公園施設と一体的に利用可能で、歩行者・自転車利用者等の動線に配慮した配置・整備により、公園の利便性や魅力の向上につながるるとともに、適切な維持管理計画が提案されているか。	40
地域の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地の特性などを活かしたイベント等の企画や情報発信、多様な主体との連携の推進に向けた取組の内容が、地域に親しまれ、魅力ある拠点の創出に貢献する提案となっているか。 ・イベント開催時における水辺利用等を含めた安全管理について、責任主体として適切に管理・統括し、利用者への注意喚起や通行への配慮、必要な設備の設置等により、利用者の安全性及び利便性に配慮した提案となっているか。 ・公園・さいわい歩道橋の日常の安全管理や清掃・美化や草刈り、除草・清掃が適切に計画され、年間を通じて、公園等の美観維持につながる内容となっているか。 ・周辺地域の環境や提供サービスの継続的な向上を目指す内容となっているか。また、その効果を測る具体的な指標が示されているか。 	60
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進め方及び事業スケジュールが適切か。 ・事業を実施するのに十分な体制を備えているか。 ・出水時や災害、事故、トラブル等が発生した際に迅速に対応できる体制を備えているか。 	40

	・同種施設（収益施設、公園）の経営実績、運営実績が十分か。	
	・代表法人、構成法人の経営状況が健全であるか。	
	・代表法人や構成法人等に市内業者が含まれているか。	
経営計画	・提案する事業内容に対する妥当な資金計画、収支計画となっているか。	20
価格提案	・公募対象公園施設の使用料に係る提案額（使用料の下限額100円/㎡・月）	20
その他 【任意提案】	・トイレ以外の特定公園施設（ベンチ等）が、歩行者・自転車利用者等の動線に配慮した配置・整備により、公園の利便性や魅力の向上につながるとともに、適切な維持管理計画が提案されているか。 ・利便増進施設を設ける場合、地域における催し等に関する情報提供機能として、公園利用者や地域住民の利便性向上に資する提案となっているか。	20
合計		300

⑧評価方法について

ア 評価方法の基本的な考え方

- ・本事業者の選定にあたっては、価格面のみならず、事業の実現性、継続性、公共性及び民間事業者の創意工夫を総合的に評価するため、総合評価方式により審査を行う。
- ・評価は、あらかじめ定めた評価項目ごとに、提案内容を総合的に勘案し、段階評価により行うものとする。
- ・価格提案（価格点）については、応募者が提案する本事業の提案額に基づき、以下の計算式に応じて評価を行う。

$$\text{価格点} = 20 \text{点} \times (\text{当該応募者の提案使用料} \div \text{最高提案使用料})$$

イ 段階評価及び配点の考え方

- ・価格提案を除き、各評価項目については、以下の4段階で評価を行う。
- 優れている（◎）
 - ：本事業の目的や要求事項を十分に理解した上で、独自性や付加価値が認められ、特に高く評価できる提案である場合
- 標準的（○）
 - ：本事業の目的や要求事項を満たしており、実現性・妥当性の観点から適切であると評価できる提案である場合
- やや劣っている（△）
 - ：要求事項は一部満たしているものの、具体性や実現性、効果の面で課題があり、評価が低くなる提案である場合
- 評価に反映することが困難、又は（任意提案の場合）該当する提案がない（×）
 - ：評価項目に関する提案の記載はあるものの、実現性がほぼ読み取れない、又は（任意提案の場合）該当する提案がない

ウ 評価点の算出方法

- ・評価点は、各評価項目に設定された配点に対し、評価区分に応じて次の係数を乗じて算出する。
 - ◎：配点 × 1.0
 - ：配点 × 0.6
 - △：配点 × 0.4
 - ×：配点 × 0
- ・なお、評価は評価項目毎に独立して行い、他の項目の評価によって補完又は相殺されるもので

はない。

エ 最低基準点の設定

- ・本事業は、長期にわたり公共空間を活用し、継続的な管理運営及びにぎわい創出等を求める事業であることから、一定水準以上の提案のみを評価対象とする。
- ・このため、総合評価点が満点の6割に満たない提案については、事業者としての適格性を欠くものと判断し、失格とする。

(5) 公募設置等計画の認定等

①公募設置等計画の認定

本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該計画が適当である旨の認定を行います。また、本市は、当該認定を行った日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

なお、選定委員会での意見等を踏まえて、必要に応じ、設置等予定者との協議により、公募設置等計画を一部変更した上で認定する場合があります。

②認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査等を実施した上で詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は本市と協議の上、認定公募設置等計画の変更の申請を行うことができます。

本市は、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行います。

(6) 契約の締結等

①基本協定の締結

認定計画提出者は提案内容に基づき、本市と協議を行い、本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定書(案)は別紙1のとおりです。なお、認定計画提出者の提案内容等を踏まえ、協定締結にあたり内容の補正を行うことがあります。

②公募対象公園施設の設置許可等

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可を受ける必要があります。設置許可申請の時期は本市と調整してください。

また、認定計画提出者は、事業期間終了時(設置許可等を取り消し又は更新しない場合及び認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。)までに公募対象公園施設を撤去し、所定の整備を行い、本市に返還していただきます。ただし、本市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去及び所定の整備を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去及び所定の整備を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

③特定公園施設建設に係る確認書の締結

認定計画提出者は、特定公園施設については、工事着手前に、本市と特定公園施設建設に関わる確認を

行います。特定公園施設建設に係る確認書（案）は別紙2のとおりです。なお、認定計画提出者の提案内容等を踏まえ、契約締結にあたり内容の補正を行うことがあります。

④ 利便増進施設の占有許可

認定計画提出者は、地域住民の利便の増進、及び公募対象公園施設の収益性を高めるために必要と認められる利便増進施設（看板、広告塔等）を設置する場合、利便増進施設の占有許可（公園）を受け、維持管理を行っていただきます。占有許可申請の時期は本市と調整してください。

⑤ 施設使用契約の締結

船着き場等の利活用にあたっては、認定計画提出者は、本市と施設使用契約を5年度毎に締結します。施設使用契約書（案）は別紙3のとおりです。なお、認定計画提出者の提案内容等を踏まえ、契約締結にあたり内容の補正を行うことがあります。

⑥ 許可の手数料

上記②の公園施設の設置又は許可更新にあたり、申請者（認定計画提出者）から許可手数料を徴収いたします。手数料は1件につき、1,000円となります。

7 リスク分担等

(1) リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容	市	認定計画提出者	
法令変更	事業者が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更	協議事項		
第三者賠償	事業者が工事・維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合	—	○	
物価	事業者決定後のインフレ・デフレ	—	○	
金利	事業者決定後の金利変動	—	○	
不可抗力	自然災害や感染症流行・テロ等の人災の発生による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※1	公募対象公園施設	—	○
		特定公園施設	—	○
応募	応募費用及び応募図書作成等に関する費用	—	○	
	応募図書の取扱いに関するもの	○	—	
書類	市が責任を持つ書類の誤り又は内容変更によるもの	○	—	
	事業者が提案した内容の誤りによるもの	—	○	
用地	地下埋設物に関すること ※2	○	—	
	土壌汚染対策に関すること ※2	○	—	
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期	○	—	
	事業者の責任による中止・延期	—	○	
	事業者の事業放棄・破綻	—	○	
債務不履行	市の本事業の協定内容の不履行	○	—	
	事業者の事由による業務又は本事業に関する協定内容の不履行	—	○	
資金調達	必要な資金確保	—	○	
申請コスト	申請費用の負担	—	○	
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担	—	○	
性能リスク	要求事項の不適合に関するもの	—	○	
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク	—	○	
運営費の増大	市の責による運営費の増大	○	—	
	市以外の責による運営費の増大	—	○	
施設の整備	設計変更による整備費の増大	—	○	
施設の修繕等	公募対象公園施設の施設、機器等の損傷	—	○	
	特定公園施設、機器等の損傷	—	○	
損害賠償	施設、機器等の不備による事項	—	○	
	施設管理上の瑕疵による事項	—	○	

リスクの種類	内容	市	認定計画提出者
	個人情報情報の漏洩による事項	—	○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減	—	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	—	○
住民対応	事業者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等	—	○

【凡例】 ○：リスクを負担する、—：リスクを負担しない

※1 自然災害等の不可効力への対応

- ・災害により公募対象公園施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- ・公募対象公園施設、特定公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務一部又は全部の停止を命じることがあります。
- ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

※2 地下埋設物・土壌汚染対策への対応

- ・本事業に関する工事等に伴い発生した土砂等の敷地外への運搬・処分等の認定計画提出者に起因するものについては、認定計画提出者の負担とし、その他は原則、市の負担とします。

(2) 損害賠償責任

認定計画提出者は、本事業の実施にあたり、認定計画提出者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとします。

また、本市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を請求することができるものとします。

8 事業の一部委託

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託してはなりません。

本事業の一部を委託する場合は、事前に書面をもって本市へ申請し、承諾を得なければなりません。本市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託する場合、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定の規定を遵守させてください。この場合、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に定める「地域経済活性化に向けた基本方針」を踏まえ、認定計画提出者が発注する請負工事、委託業務等については、市内中小企業者への優先発注に努めてください。委託予定先の事業者についても、業務委託までに「応募申込書類一覧」の「暴力団排除条例に係る誓約書」を提出してください。なお、本市は委託の内容が公募設置等計画の趣旨に反せず、かつ事業の継続性・公共性が確保されると認める場合に限り、承諾するものとします。

また、公募対象公園施設は、建物賃貸借契約を締結した第三者が事業の一部を実施することが可能です。この場合においても、第三者が実施する事業は、認定を受けた公募設置等計画に基づくものとし、認定計画提出者の責任の下で、基本協定の規定を遵守することを要します。

私権設定については、公募対象公園施設は認定計画提出者の所有のため制限は受けません。よって、建物賃貸借契約により第三者が店舗運営を行うことが可能となります。なお、認定計画提出者の資産は、固定資産税の課税対象となります。

9 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、本市の承認を得て別の事業者による事業を承継するか、認定計画提出者の負担により、公募対象公園施設の撤去及び所定の整備を行っていただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去及び所定の整備を行わない場合、本市は認定計画提出者に代わり公募対象公園施設の撤去及び所定の整備を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

また、上記に違反して残置されたものについては、認定計画提出者は所有権を放棄したものとみなし、事業区域を完全に明け渡すまで、公園使用料の倍額の損害金を本市に対して支払うものとします。

10 根拠法令等

本事業の実施にあたっては、必要となる関係法令、条例、適用基準等を遵守し、常に最新版を確認し適用してください。また、事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続き等については、認定計画提出者が自ら行うこととします。

11 問い合わせ先

募集要項等に関する問合せ及び各種書類の提出先は、次のとおりとします。

川崎市 建設緑政局 緑政部 みどり・多摩川事業推進課 民間活用担当（担当：竹田、田村）

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階

TEL：044-200-0511（内線39181）

E-mail: 53mityo@city.kawasaki.jp

※受付時間

土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時